

第5回 岩手県環境審議会住宅宿泊事業特別部会 会議録 [要旨]

1 開催日時

令和4年1月24日（月）10：00～11：00

2 開催場所

岩手県民会館 第1会議室（盛岡市内丸13-1）

3 出席者

【委員（敬称略、50音順）】

生 田 弘 子

佐 藤 康

塚 本 善 弘（特別部会長）

【専門委員（敬称略、50音順）】

及 川 武 芳

【事務局（岩手県環境生活部県民くらしの安全課）】

総括課長 新 沼 司

生活衛生担当課長 菊 池 恭 志

主任主査 千 葉 一 成

4 議 題

(1) 住宅宿泊事業法施行条例の施行状況等について

○ 塚本特別部会長

最初に議事の『(1) 住宅宿泊事業法施行条例の施行状況等について』事務局から、資料1から資料3に基づきまして説明をお願いします。

(事務局：資料1から資料3により説明)

○ 塚本特別部会長

ただいまの資料1から資料3の説明内容に関して意見・質問等お願いします。

○ 生田委員

資料3-2について、休業等の状況で、「想定より来客が少なかったこと」を理由とする廃業が2件ありますが、これもコロナに係るものですか。

○ 事務局

「コロナ感染への不安」を理由とする廃業の項目につきましては別にある状況です。

○ 生田委員

かなりコロナの影響があったに違いないと思います。一般的に岩手は影響が少ないように感じますが、だからこそ都会のコロナの発表を拝見すると本当に不安ではないところがあります。

コロナに感染しないようにするために、民泊にもPCR検査や抗原検査、そういった指導的なものはございますか、対策は個々で行うものでしょうか。

○ 事務局

住宅宿泊事業で届け出をしているところに直接指示をすることはございませんが、県で、検査の案内や対応をお願いしていますので、個々に対応していただいているものと考えております。

○ 佐藤委員

今の質問に関連することですが、民泊は、旅館業、ホテル業と違い、インバウンドや他県からのフリーのお客様がメインとなります。

旅館業の場合は、コロナ禍の状況であっても多少ではありますが、ツアー、修学旅行、教育旅行といったことでなんとか息を繋げていますが、民泊の皆様方は、県内の感染者の有無に関わらず、他県や海外からの旅行者が戻ってきておりませんので、思った以上に苦戦していることは、農家民泊の方からも聞いたお話です。

国の対策もありますが、なかなか今すぐ諸手を挙げて、観光にとは言えない状況ですし、旅館組合としても、PCRなどの対策を旅館関係とかホテル関係で独自にやっております、今のところ県内では我々の組合から一件のクラスターも出してない状況ですが、そこまで徹底してやらなければならないのです。

そうなりますと、民泊の方にも、そこまで徹底すればよろしいのですが、組合組織のように、様々なところからの補助であるとか、そういった支援がなかなか受けることができない施設がほとんどですので、県内の観光などを活性化するために、民泊の方にも頑張っていたきたいので、生田委員がおっしゃられたような支援についても、国の方に支援してもらいたいというところがございます。

コロナの新たな変異株に関しまして、以前のデルタ株より確かに感染力は強いけれども、重症の方が少ないということもあり、県民の皆様方に対しても、今以上の衛生面を強化することによって、そこは徹底された方がよろしいと考えているところがございます。

○ 生田委員

G o T o トラベルであるとか、国の補助的なものは、民泊に対してはない状態ですね。

○ 佐藤委員

旅館業であれば支援を受けられますので、比較して旅館業になった方がいいと考える方から事務局に電話を頂いております。民泊から旅館業に転換された4件の方々は、多分そうだと思います。

ですから、民泊の方々にも、転換できる方がいらっしゃれば、かなり門戸を広げて、組合

では対応しておりました。

- 塚本特別部会長
岩手県独自の地域割の方も民泊の利用はできないのですか。
- 佐藤委員
各自治体さんとやっているものです。
- 生田委員
かなりいい感じで泊まれるというお話です。地域割を使ったり、食事券を使ったり。
- 佐藤委員
あくまで観光目的というよりも、農家民泊の場合、例えば体験的なところで学習とかも入ってしまうので、民泊のおかれている立場からすると、なかなか適用できないところがございます。
- 及川委員
私も民泊関係の経営をしているのですが、簡易宿所を取った方がいいということで、色々な特権というのですか、そういうのを受けられる状況です。
岩手割、市町村の補助、給付金がありますので、家族だけで経営しているような、零細な経営者は随分と手厚い支援があつて感謝しています。
民泊関係は、受けられない状態ですので、大変な状態にあると思います。高齢の方が運営していると、自分たちがコロナに感染しないようにするための防衛部分もあつて、旅行サイトからの依頼を拒否するような場面もあります。また、私どもの簡易宿所では、宿泊日の前後に宿泊者を入れず、そこからコロナの感染が発生しないよう努力していますが、民泊の方々は、そういう対応もできない状況で、大変な状態だと思います。
聞きたいことは、61件の県内の民泊業者があるのですが、新しい届出を見ると59件になっているようですが、県が云々というのではなく、その方々で協議会なりを立ち上げていただければ、アンケートを行わなくても、その方々からの要望とか実態を掴めやすいのではないかというようなお話をさせていただきましたが、その辺をお聞かせいただきたいと思えます。
- 事務局
及川委員から前回の部会でお話いただいております、民泊事業者の方々を集まってもらい、協議会といったようなものを立ち上げてもらえば、スムーズな流れになるのではないかと意見をいただいております、いわゆるグリーンツーリズムの協議会などについて確認したところでございます。
農業振興課から、農泊に関わるグリーンツーリズム協議会等の設立の方法について、農泊事業者から自発的に行ったものか、それとも市町村等が先導して取り組んでいるのかについて伺いましたところ、地域により様々な状況がありました。

例えば、遠野市は、NPO法人が積極的な取り組みを進めていたり、奥州市は、農泊協議会を立ち上げて、市が事務局を担っている状況であったり、八幡平市は、DMO、いわゆる観光地域づくり法人による組織であったり、花巻市は、農協が組織を立ち上げて運営していることも伺いました。

また、旅行の受け入れは、市町村を通して行っており、市町村と常に連携して実施している状況です。

県全体の農泊に関する情報交換を行う団体は、岩手県グリーンツーリズム推進協議会を設けまして、農業振興課が事務局をしている状況ですが、来年度からは、遠野市の協議会が、事務局を担う予定とのことでした。

農泊の協議会は、県内に 21 の団体が存在していて、その設立年度は古い団体であれば平成 10 年に成立された団体もあり、登録している農林漁家の方々も、10 戸から 160 戸まで様々な規模の団体が存在している状況で、全体としては 1,000 戸以上の農林漁家の方々が参加している状況です。

民泊につきましては、グリーンツーリズムとの違いもございますので、民泊事業者の状況を把握しながら引き続き検討していきたいと考えております。

グリーンツーリズムは、組織がしっかりとしているところがあります。一方、民泊は、その規模は 60 件近くの事業者で、まだ規模が小さいというところもあります。それぞれ、どのような団体を地域で作っていくかも、はっきりしていないところもありますので、その辺の意向も伺いながら、情報共有の場などをどのように作っていったらいいかも、引き続き検討していく必要があると考えております。

○ 及川委員

農泊が、グリーンツーリズムの流れから、全国の民泊事業とあわせて、農泊をしていた方々や教育旅行を受け入れていた方々が民泊に切り換えたという経緯があると思われま

す。それぞれの地域で、DMOなどが動いているのも理解しましたので、今後は、民泊もいろんな団体の発生があるのですが、団体として動けるような形に県でも少しでも手伝っていたら、自立することができるのではないかと感じると思いますので、引き続き努力をお願いしたいなと思います。

○ 佐藤委員

本県以外の例としまして、首都圏の方で、違法民泊が盛んに取り上げられた際に話を聞いたのですが、協議会を作って、そこでしっかりした組織を立ち上げたいということでしたが、事務局からの説明の通り、民泊に転身するところも、もともとの設立時に温度差があるグループであるとか、未だに、違法民泊、いわゆる海外の不正な民泊が根絶やしにならない状態ですから、全国組織はおろかそれぞれの都道府県でもなかなか進まないのが、組合本部における民泊の話で、何年も前にその話が出たことがございましたので報告します。

○ 事務局

その他、前回受けていた質問等について報告させていただきます。

一つ目は、宮井委員からのご質問で、民泊の宿泊実績の中で、農泊の宿泊者数、日数についてですが、農業振興課から、農泊の宿泊実績を確認しましたところ、令和2年度の宿泊者数は27人であったとのことでした。

これに対し、前年度、令和元年度の宿泊者数は8,959人であったことから、8,932人と大きく減少しているところです。

減少の理由は、農泊の多くは、修学旅行の方々が農業体験に来ているので、コロナ禍により農家への宿泊をしないで体験のみとなっているために、大きく減少しているのだろうということでした。

また、塚本特別部会長からのご質問で、廃業している方が、農泊関係者なのか、それとも民泊関係者なのかという点についてですが、令和3年9月末現在で、民泊の廃止件数14件の内訳として、民泊を専門に行われている方が13件、農泊と一緒に民泊を行われている方が1件の廃止となっている状況ですので、農泊については1件の廃止ということになります。

次に、宮井委員からのご質問で、表面に出ない苦情もあると思われる点について、振興局が行っている立ち入り検査の状況について質問がありました。

振興局の担当者に対してヒアリングを行いましたところ、現時点で、生活環境の悪化に関する苦情の報告は受けていないということでした。

なお、振興局が立ち入り検査を行った際に、住宅宿泊事業者の方から得た情報としまして、県南局では、新型コロナウイルスにより利用者が減ったため廃業を検討しているとの相談を受けたことや、花巻では、複数の事業者から数ヶ月休業していることや宿泊者が減少している話を受けているとのこと。また、県北局では、以前は県外から常連客が来ていたが、県を跨いだ移動ができずに宿泊者がいないこと。今後の宿泊者も見込めないため営業に苦慮しているといった話を受けているとのことでした。

○ 塚本特別部会長

資料1の宿泊者数で、令和3年度の夏場、8月から9月の宿泊者数を見た時に、国内を中心に2年前に近い水準まで戻っている、これは、ある程度は近場で旅行しようという雰囲気がある背景にあると考えてよろしいわけです。逆に言えば、そう思っていたところ、ここに来て再び感染が増えて利用が減っているという感じです。

資料2の方ですが、宿泊者数と延べ宿泊者数を比較すると、大都市部と比べて地方の県になればなるほど、おそらく1人1泊だけしかしない方が多いような感じで、近くに観光地がある程度揃っているような場所とそうではない場所との差だと考えてよろしいでしょうか。

○ 事務局

お考えのとおりかと思われます。

(2) 住宅宿泊事業法施行条例の検討結果に係る報告書（案）について

○ 塚本特別部会長

続いて、議事の『(2) 住宅宿泊事業法施行条例の検討結果に係る報告書（案）について』

資料4と資料5に基づき事務局から説明をお願いします。

(事務局：資料4及び資料5により説明)

○ 塚本特別部会長

ただいまの議題2の資料4及び資料5の説明内容について質問意見等あればよろしくお願ひします。

○ 及川委員

アンケートの調査結果の部分で、資料の7ページを見ますと、調査対象がありますが、ここで一番多いのは、公的な部分のところですが、どこからデータを集約するかだと思われま

す。公的な部分とか、準公的な組織と、3番目の実際に宿泊事業をなさっているところの意見では、隔たりがあるのではないかと思われま

す。アンケートの集約の仕方を現状に近い形で集約できる方がいいかもしれないということを感じたところ

です。今、県内の民泊業者は59件ですか。そういうところからも集約し、それも一つの参考、そして公的な部分の方々からも、というような2方向からの集約を検討した方がよいかもしれま

○ 事務局

今回の条例に規定している項目等につきましては、区域であったり、期間であったり、特例で許可を取ったときの期間、1年間ということで、そういった制限がかかる営業そのものを行

っている方々に伺っているところ

です。全ての民泊業者に対して制限がかかるわけではないため、対象の事業者数が少なく恐縮ではございますが、制限に直接関係する民泊業者に対して確認をしたところ

○ 塚本特別部会長

今の質問に関連してですが、7ページの下(イ)の調査対象のところ

です。対象件数が124件、回答件数が81件ということですが、81件のうち3番の特に3件の住宅宿泊事業者の回答は、関係団体1、2、3のそれぞれの傾向との違いについて、クロス集計みたいなことをされていますか。

各設問で、関係団体、市町村関係課、住宅宿泊事業者、県庁関係課それぞれでパーセンテージが少し違っていたりなどその辺はどうでしょうか。

○ 事務局

個別の意見がある部分については、それぞれ拾うようにしています。

論点ごとに載せておりました、例えば、「課題がある場合にどのような課題か」とか、「適切と思わない場合は、どのように考えますか」といった質問から拾い上げた意見を、報告書 8 ページ等に記載しております。それ以外の意見は、他にはなかったと考えております。

○ 塚本特別部会長

この資料 4 にまとまっている、(2) の「適切と思う」、「適切と思わない」の、回答数とパーセンテージですが、この時の「適切と思わない」と答えたのが、宿泊事業者の方が、それとも関係団体か、市町村関係課なのかわかりますか。

○ 事務局

「適切と思わない」と答えた方々を対象として、その下の段で『「適切と思わない。」と答え方にお伺いします。』という形で、例えば報告書 8 ページの部分ですと市町村の児童福祉主管課の方が、「厳しくする場合」として回答しており、それが 1 件の内容となっております。

「その他の意見」としていただいた意見については、さらに下の段になっています。

○ 事務局

都合が合わず、欠席された委員の方々にも、資料をお送りしまして意見等をお伺いしているところです。

田村委員からいただきました情報提供について、報告申し上げます。

資料 5 の 5 ページ目になりますが、過去の特別部会での意見等の中で、第 3 回特別部会、(令和 3 年 2 月) となっているところに関連しまして、「政策的なまちづくりの観点から、建築基準法第 48 条ただし書きを利用して、特例許可が出される傾向にある」というお話がありますが、この点について、「民泊事業に関する建築基準法 48 条ただし書きの利用については、今のところ事例はない」という情報提供をいただいておりますので報告申し上げます。

○ 塚本特別部会長

今回の資料 4、資料 5 の内容として、論点が 3 つあり、1 つ目の制限する区域の適切性、2 点目の制限する期間の適切性、3 点目の制限解除の認定の有効期間の適切性ですが、いずれも、前回 8 月の第 4 回特別部会の時にも議論した議題であり、その結論は資料 4 の検討結果、或いは資料 5 の 10 ページや 12 ページにも書かれているところ、基本的には適切であろうと、条例については現状維持として、条例改正の必要はないのではないかとということで、前回 8 月の特別部会でも、そのような方向性が出ていたかと思えます。

今回の資料を拝見しましたが、大きな問題点はないのかなというふうに思っている次第です。

基本的には、この資料 4 及び資料 5 を承認という形で、条例改正の必要性はなしということによろしいですね。

(委員から承認の旨)

はい。

○ 塚本特別部会長

それでは議題の2に関しては、以上としたいと思います。

次に、議事5のその他になりますが、委員の皆様方から何かございますか。

では、事務局の方から何かありますでしょうか。

○ 事務局

本日は、大変ありがとうございました。

報告書の方は、本日議論いただきまして、了承いただいたということで、事務局で誤字とか脱字とか、そのへんを含めましてもう一度見直しさせていただいて、部会長に了解を取った上で、一任ということでやらせていただければと思っております。

国も3年後を目途に見直しをするということで、我々もその動きを踏まえながらと考えておりましたが、現時点で、国もコロナの影響で、実質動き出せていない状況がございます。

今回は、一旦現状維持ということで、意見をいただいたところですが、国の動きも踏まえながら、我々も、事業者の意見も伺いながら必要な見直しについて、情報のアンテナを高くしながら、引き続き行っていきたいと思っておりますので、その際は部会の方でご議論をいただければと思っておりますのでございます。

本日は大変ありがとうございました。

○ 塚本特別部会長

それでは以上をもちまして、私の方の議事等を終了させていただきます。

進行についてご協力いただきましてありがとうございました。

進行全体を事務局に返します。

○ 事務局

長時間にわたる議論と、様々な貴重な意見をいただきまして、本当にありがとうございました。

先ほど、総括課長が話しました通り、条例検討に係る報告書につきましては、了承いただいたところで、県内部の処理でしたり、議会関係での報告もございますので、そういったところで、部会で議論いただき結論をいただいたというような説明をしていきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

○ 及川委員

議題以外のその他ということで、一つだけ、少しまた話をさせてください。

条例とか法令の部分を中心にする部会ということで、こういうことを言うのはどのようなものかと思いつながらしゃべらせてもらいます。

民泊の魅力、インバウンドの魅力というのは、日本人の普通の方々がどういう生活しているかという部分だと思われれます。私の経験上、令和元年のあたりだと、ヨーロッパから、地

球規模でいろんな国からお客さんが来てくれて、話をして交流する段階で、日本人の普通の人がどんな生活をして、どんな文化を持って、どんな考えを持っているかというあたりが、ホテルとは別な意味で魅力があるのはそこだと思います。

そして、そういう魅力を発信する機会というのは、やはりこのような組織の中から何かの形でできればと思っているところです。

私も学生と関わることがあり、学生の中には、宮古出身の学生が将来、親父が漁業をやっているの、その漁業と一緒に民泊をやりたいというような夢を持っている若者もいますので、連携しましょうという話をしているのですが、今から起業したいという若者もいますので、先ほどの話に繋がるのですが、民泊の魅力を伝えるような協議会みたいな組織を少しでも立ち上げられる努力をお願いしたいというのが1点です。

それから、もう一つは、民泊の許可を取る時に、徳島県のシームレス民泊というのがあるみたいです。

災害の時に、受け入れるホテルや旅館が、10年前のときも相当受け入れて、県全体や国全体でみんなを助ける姿勢に入ると思うのですが、今、空き家もそうですが、民泊をしている人たちと、災害時に契約を結んでおく流れを徳島県の阿南市の方ではやっているようです。

先進的というような、利活用というような、何かあったときに協力する。環境審議会住宅宿泊事業特別部会の形もそこだと思うのですが、災害など何かあった時に対応できる体制まで、広い範囲でこの民泊も捉えられるといいのかなというような感覚を持っております。そのへんの研究や調査など、お願いしたいなと思っているところです。

○ 事務局

1点目の協議会の件につきまして、特に及川委員は、活動をやっている経験等もおありかと思えます。そういった地域の方で一生懸命やってくれている方々のお声をこちらから拾うようにしなければならないと思います。あと、ぜひそういった地域の方からも発信していただいて、そこを上手く繋げていければというふうに考えておりますので、引き続き、ご意見いただければと思います。

あと、徳島の件につきまして、そういった情報があるということを前に別の方から聞いておりましたので、県の方にも直接お聞きしてどんな状況なのかというの、1回聞いたことがございました。民泊とダイレクトに繋がらないところもあると思って聞いておりましたが、いろいろな情報もいただきながら、新しい情報や、皆様方と共有できるようなことがあれば、こういった場で説明するなどして、上手く繋がれるようにしていければと考えておりますので、引き続き、ご意見、ご助言いただければと思います。

○ 佐藤委員

我々組合の場合ですと、災害の方でも組合全体として、協力することになっております。同様に、民泊の方々にも、そういう組織があればこそそのような気がします。

それと、本県では世界文化遺産に縄文遺跡が1ヶ所登録になりましたが、その1ヶ所以外でも岩手県の縄文の質の高さは、私は、年間パスポートを毎年更新して行く人間ですので、いわゆる縄文人の完全な人骨など非常に素晴らしいものが出ています。

通常我々の旅館に泊まる場合は、縄文遺跡のツアーがありますが、それと違いまして、ヨ

ーロッパなどにおける民泊も、ロアールあたりの古城を巡る時に周辺のなかなか料理がおいしいという評判の民泊など紹介されている冊子もあります。そのような感じで、どんどん県内の地方の美味しいものや面白い民芸品、いいものを歩いていただきたいというのが本音です。

それは、我々旅館業、ホテル業でも同じことです。先頭を切って旗が振れるのは、やはり民泊で、直接県外から、それから海外からのお客様方の声を聞いていただける方だと思いますので、やはりそういう組織というものは非常に設立が難しいと思います。

先ほど、私が、申し上げた通りいまだに違法民泊など、そういったものがはびこる中で、一つの組合を立ち上げるのは難しいかもしれませんが、我々と同じ目線で、観光や子供たちを含めた食育と同時並行で、県内の様々な良いものを含めて提供できるというのが将来的なことだと思います。

○ 事務局

今いただいたようなお話も含め、観光サイドなども県のセクションとしてございます。そういったところとの連携やDMOさんなど地域で動いているところもあるので、そういったところとの連携、部会だけではなく他の組織とも共有できるところは共有しながら、民泊を盛り上げる方向に繋がればと考えているところでございます。

それでは、以上で本日の住宅宿泊事業特別部会の全日程を終了したいと思います。

本日は、どうもありがとうございました。